

## 広島市社会福祉審議会の公開に関する取扱要領の改正について

### 1 趣旨

本死亡事案を調査審議するに当たっては、広島市が作成する事実関係等をまとめた審議資料により課題の抽出や再発防止策の提言などが行われる予定であり、当該資料や審議時の委員の発言には死亡した園児など広島市情報公開条例第7条に掲げる情報（不開示情報）が含まれるため、審議を非公開とすることが適当であることから、広島市社会福祉審議会の公開に関する取扱要領（以下「要領」という。）について所要の改正を行う。

### 2 改正内容

要領第2条第1項について、子どもの死亡事故等の重大事案の調査審議に関する事項を追加する。

詳細は別紙3「広島市社会福祉審議会の公開に関する取扱要領 新旧対照表」のとおり。